

全国市長会

平成28年熊本地震災害支援室 情報15-4

事務連絡

平成28年12月7日

都道府県市長会 事務局長 殿
(九州各県市長会及び山口県市長会を除く)

全国市長会

事務総長 荒木慶司

平成29年度における「平成28年熊本地震」に係る被災市町村に対する 職員派遣の申出の取りまとめについて（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、本日、各市区長宛て、平成29年度における「平成28年熊本地震」に係る職員派遣の申出依頼を行い、併せて、都道府県市長会会長宛て、市区からの派遣申出の取りまとめ依頼を行わせていただいたところであります。

今般の熊本地震に係る職員派遣の仕組みにおいては、熊本県及び九州地方知事会・九州市長会による対応でもなお充足しないニーズに対して、各都道府県が域内の市区町村と調整しながら職員の派遣を実施する仕組み（スキーム図Aルート）を設け、派遣を希望される市区の職員の方を被災地へ派遣できるルートを整備しております。また、派遣を希望する市区を、都道府県市長会を通じて本会に登録して派遣する仕組み（スキーム図Bルート、東日本大震災における中長期の派遣スキームと同様）を選択できることとされたところです。

つきましては、東日本大震災における職員派遣申出の取りまとめに重ねての依頼となり、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県内の市区から貴市長会へ派遣の申出（スキーム図Bルート）がございましたら、別紙『平成29年度における「平成28年熊本地震」に係る職員派遣申出取りまとめ回答票』（貴都道府県から域内市町村に送付している回答票と同じ様式）にお取りまとめいただき、下記期日までに本会事務局宛て電子メールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴都道府県内の市区の派遣申出について、貴都道府県市長会としてご調整され、派遣申出団体を「都道府県市長会」とすることも差し支えございませんので、この旨申し添えます。

また、下記期日をもちましてお申出の集計を二度行わせていただきますが、第2次締切り期日後も引き続きお申出を受け付けいたします。第2次締切り期日後に貴都道府県内の市区から派遣申出が貴会に届きましたら、随時、市区からの回答票を本会事務局宛て電子メールにてお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 回答期限 第1次締切り：平成28年12月20日（火）
第2次締切り：平成29年1月19日（木）
（市区から貴都道府県市長会への回答期限は、
第1次締切り：平成28年12月16日（金）
第2次締切り：平成29年1月17日（火）
としております。）

※ 申出該当がない場合も、その旨ご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

2. 回答先 全国市長会 災害支援室
担当 行政部 木村、戸谷、原
電話 03-3262-2310
電子メール gyoseibu@mayors.or.jp

派遣に係る説明及び取りまとめ・全国市長会への回答に当たっての留意点について

1 派遣に係る説明

派遣に係る説明につきましては、別添「写」の各市区長宛て文書をご参照ください。

2 取りまとめ・全国市長会への回答に当たっての留意点

- (1) 市区から回答のあった『平成 29 年度における「平成 28 年熊本地震」に係る職員派遣申出回答票（市区）』の内容を、『平成 29 年度における「平成 28 年熊本地震」に係る職員派遣申出取りまとめ回答票（都道府県市長会）』（以下「取りまとめ回答票」という。）に記入し、本会にエクセルデータにてご提出ください。
また、ご提出の際は、市区から提出のあった『平成 29 年度における「平成 28 年熊本地震」に係る職員派遣申出回答票（市区）』の原本を併せてご提出ください（派遣申出団体を「都道府県市長会」とした場合を除く。）。
- (2) 貴都道府県市長会として、都道府県内の市区の派遣申出をご調整され、派遣申出団体を「都道府県市長会」とすることも差し支えありません。
この場合、取りまとめ回答票の「市区名」欄は「〇〇県市長会」と記入し、派遣元である市区が明らかである場合は、「特記事項」欄に市区名等を記入してください。
また、「市区の連絡担当者関係」欄は、都道府県市長会事務局のご担当者を記入してください。
- (3) 取りまとめ回答票の「市区からの回答」で、エクセル表の行が不足する場合には、行の挿入を行ってください。なお、ご提出いただいた取りまとめ回答票はデータとして管理する都合上、列の挿入・削除やセルの結合等を行わないでください（行の高さの変更は構いません。）。
- (4) 一つの市区から複数の申出があった場合でも、取りまとめ回答票の「市区の連絡担当者関係」欄は、空白や「〃」等とはせず、それぞれのセルに記載事項を記入してください（行の並べ替えを行った場合に、不明となることを防ぐためです。）。
- (5) 申出該当がない場合も、その旨、ご回答いただきますようお願い申し上げます。